

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と
女性の活躍の推進

◆誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

長時間労働等を見直し、女性も男性も仕事と生活の調和を実現することは、女性の活躍を推進する上で不可欠であり、同時に男性の家庭や地域への参画を進めることにつながります。

このため、男女ともに働きやすい環境づくりなどに向けた市民への啓発や、企業への働きかけを行い、誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます。

◆男性中心型労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性活躍を推進します

「男性は仕事、女性は家事・育児」などの固定的な性別役割分担意識や、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型の労働慣行は、能力を發揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

このため、女性の就労や起業等に対する支援を行うとともに、市内の事業所に向けた男性中心型の労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性の活躍を進めます。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、この計画のⅢ－1、Ⅲ－2、Ⅲ－3項を「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」と位置づけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、経済活動における女性活躍の推進、男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組みます。

◆誰もが子育て・介護をしながら働き続けられるよう、子育てや介護への支援を進めます

共働き世帯やひとり親世帯の増加など、社会情勢の変化に伴い、誰もが子育て・介護をしながら働き続けることのできる環境整備が求められています。

このため、子育てや介護に関するサービスの充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、地域における支え合いのしくみの充実を図るなど、子育てへの支援、介護への支援を進めます。

Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画 ★重点課題

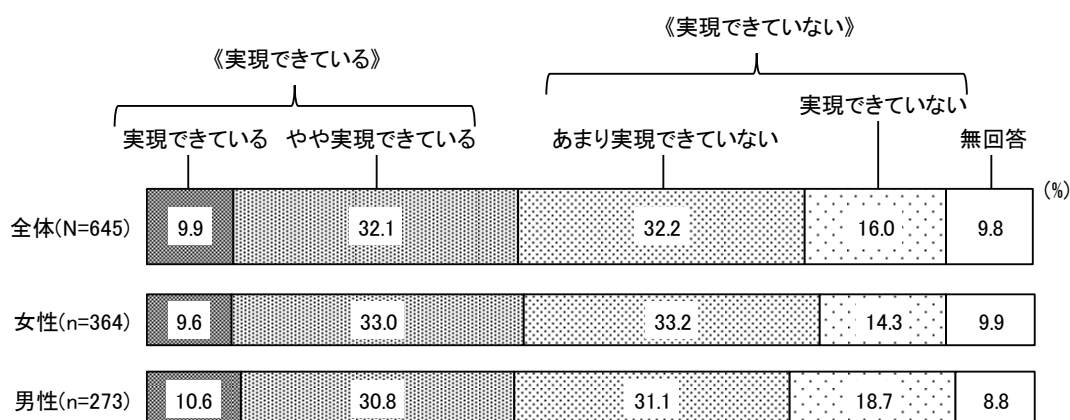
市では、これまでワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、啓発や情報提供などに取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスの実現は決して十分とはいえません。

実態調査によれば、ワーク・ライフ・バランスを《実現できている》人は約4割、《実現できていない》人は約5割弱で、《実現できていない》人が多くなっています（図表Ⅲ-1）。仕事と生活の調和のために必要なものは、「男女とも残業や休日出勤を減らし、時間外（所定外）労働（時間）が短縮されること」が最も多くなっています（図表Ⅲ-2）。

ワーク・ライフ・バランスが子育て期や一部の職場だけの問題ではなく、「老若男女すべての市民にとって、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である」ことが、広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。

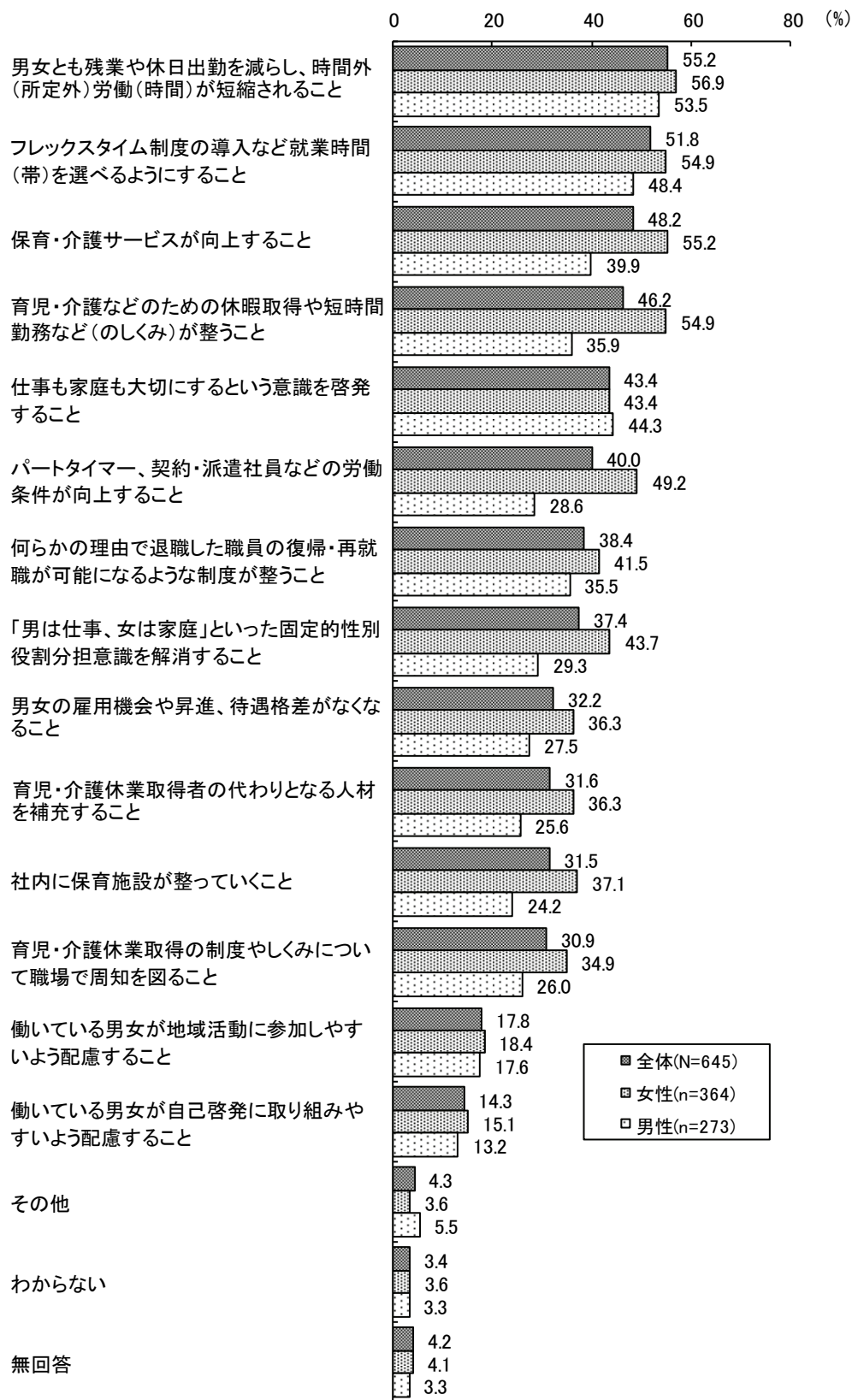
また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。

図表Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランスを実現しているか（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-2 「仕事と生活の調和」のために必要なもの（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

市民がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解し、仕事と家庭や地域参加と両立を実現できるよう、啓発と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

企業・事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や取り組み事例の紹介など、市内企業との情報交換などを行います。また、公共調達を通して、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援できるよう、働きかけます。

事業	内容	担当課
①市内事業者団体等に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や情報交換を行います。	協働コミュニティ課
②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課
③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進（新規）	公共調達の際に、働きやすさなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が評価されるような評価方式の採用について、検討します。	協働コミュニティ課 契約課

西東京市では、平成 22（2010）年 3 月に全国に先駆け、
「ワークライフバランス推進労使宣言」を行いました。

「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」

～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～

西東京市ではこの合言葉のもとに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図ることができる環境整備に取り組んでいます。

誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を目指して取り組みをすすめます。

そのためここに、ワークライフバランスの推進を労使で宣言します。

(宣言)

1 西東京市特定事業主行動計画に基づき、職場におけるワークライフバランス理念の普及を目指し、労使を含めた協議の場を設定し、計画の遂行や問題の解決に努めます。

2 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。

(1) 長時間の時間外勤務の縮減、時間外勤務時間の職場格差・個人格差を改善します。

(2) 制度等の取得促進と、利用のしやすさについての職場格差を改善します。

(3) 仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に生かすことのできる人材育成を目指します。

3 制度の整備と周知及び利用の推進を行います。

(1) 多様な働き方を選択できる制度の充実を行います。

(2) 制度の周知及び取得促進のためわかりやすい解説を作り、研修や庁内 Web または個々の職員へのプラン作成、個別説明等によりワークライフバランス理念を浸透させ意識改革を促します。

(3) 制度の中でも特に、育児休業と部分休業の取得促進のため、制度利用対象者だけでなく、全職員に制度の内容、利用方法を周知し、職場における理解を促します。

(4) 男性の育児休業取得に向け、男性職員、その所属長および職場へ働きかけを行います。

(5) 介護休暇等の介護に関する制度について、周知及び利用促進を行います。

(6) 制度利用者の補充のために、代替職員の確保や人事的配慮を行います。

4 市民全体へ、そして社会全体へワークライフバランス理念の普及を目指します。

(1) 職員一人ひとりが、市内の企業・団体、そして市民の牽引役となるという意識を持ち、その役割を果たすよう取り組みをすすめていきます。

(2) 西東京市が目指すワークライフバランスの実現を市民とともに、市民全体へ、そして社会全体へ広げるよう、働きかけをします。

2010 年 3 月 31 日

Ⅲ-2 経済活動における女性活躍の推進

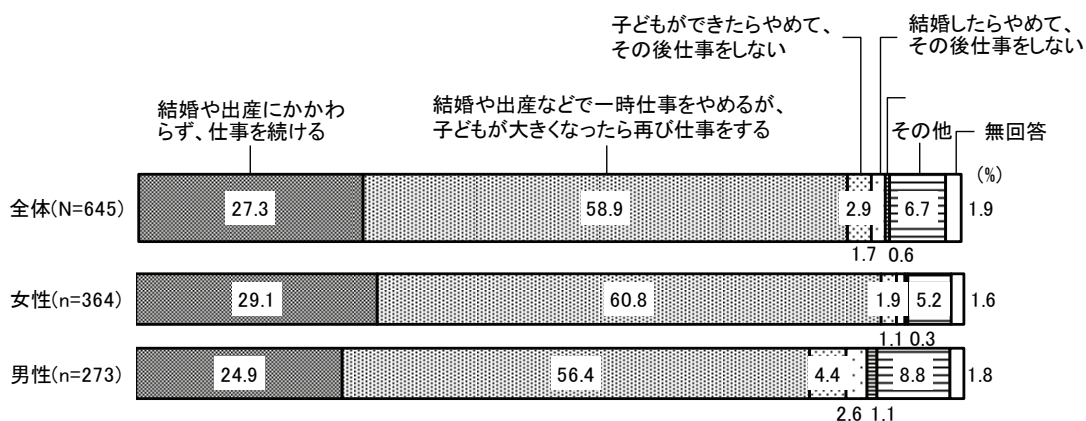
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

女性の就業率が年々高くなり、経済分野における女性の活躍は進んでいるものの、まだ十分とはいえないことから、国は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職業生活における女性の活躍推進に向けた取り組みを進めています。

実態調査によれば、女性が仕事をすることについての考えとして、男女ともに、「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をする」が最も多く、女性は約6割、男性も5割を超えています（図表Ⅲ-3）。また、仕事をもっている人に、管理職への昇進意向をたずねたところ、「思っている」は、女性は1割、男性は2割台で、差が見られます（図表Ⅲ-4）。

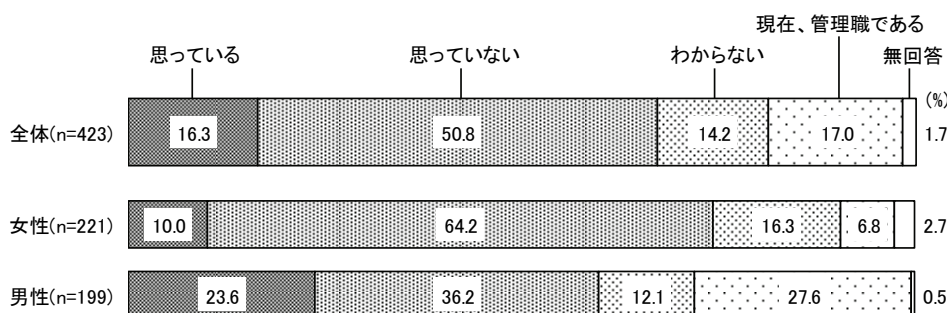
働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し、活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みを進めます。

図表Ⅲ-3 女性が仕事をするについての考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-4 管理職への昇進意向（全体、性別）
＜仕事をもっている人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 女性の就労及びキャリア形成支援

出産や子育て等により離職した女性のために、就職相談や情報提供、就労準備講座等を開催し、女性の就労を支援します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等により離職した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催します。また、ハローワークやしごとセンターが開催する就労セミナーにおいて、保育サービスを提供します。	協働コミュニティ課 産業振興課
③働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	協働コミュニティ課

(2) 市内の事業所における女性の活躍の推進

市内の事業所を対象に、女性の積極的登用の取り組み事例などの情報提供を行い、女性の活躍の推進に向けた働きかけを行います。

事業	内容	担当課
①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を図ります。また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課

(3) 女性農業者への支援

農家における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、意思決定過程への女性の参画を促進します。

事業	内容	担当課
①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課
②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課

(4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の経済的自立を促進し、かつ地域経済の活性化にもつながるよう、起業のための情報提供や相談、講座などを開催し支援を行います。

事業	内容	担当課
①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進する他、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課
②NPO 法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会等の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課

Ⅲ-3 男性の家事・育児・介護への参画促進

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

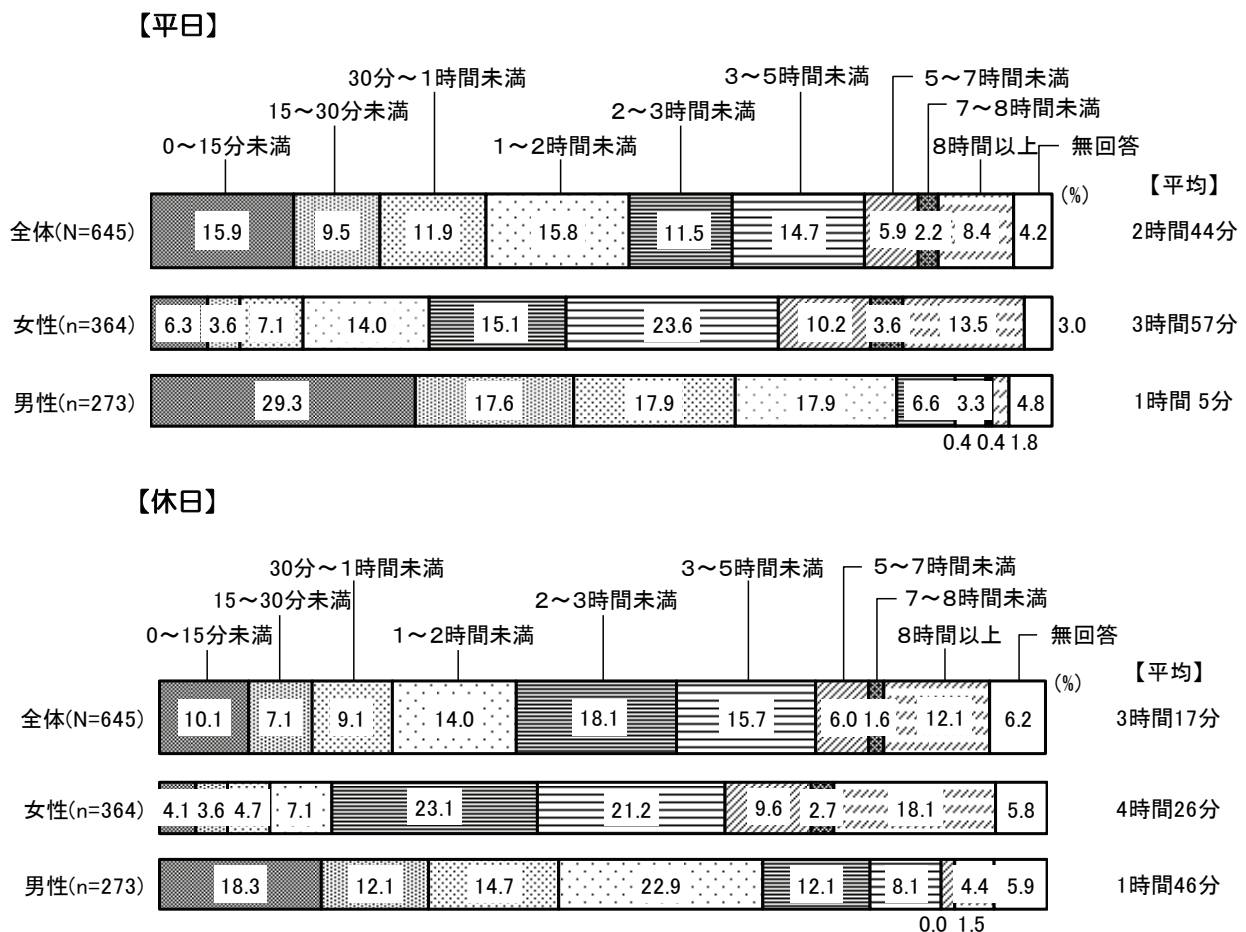
子育てをする父親の姿がよく見られるようになってきましたが、家庭の役割の多くは依然として女性が担っています。

実態調査においても、家事・育児・介護などに携わっている時間についてみると、男性は0～1時間未満*の人が平日は64.8%、休日は45.1%となっています（図表Ⅲ-5）。

また、男性が家事・育児・介護などを積極的に行うために必要なこととして、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多くなっています。また、男性では「働き方改革により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が続いています（図表Ⅲ-6）。

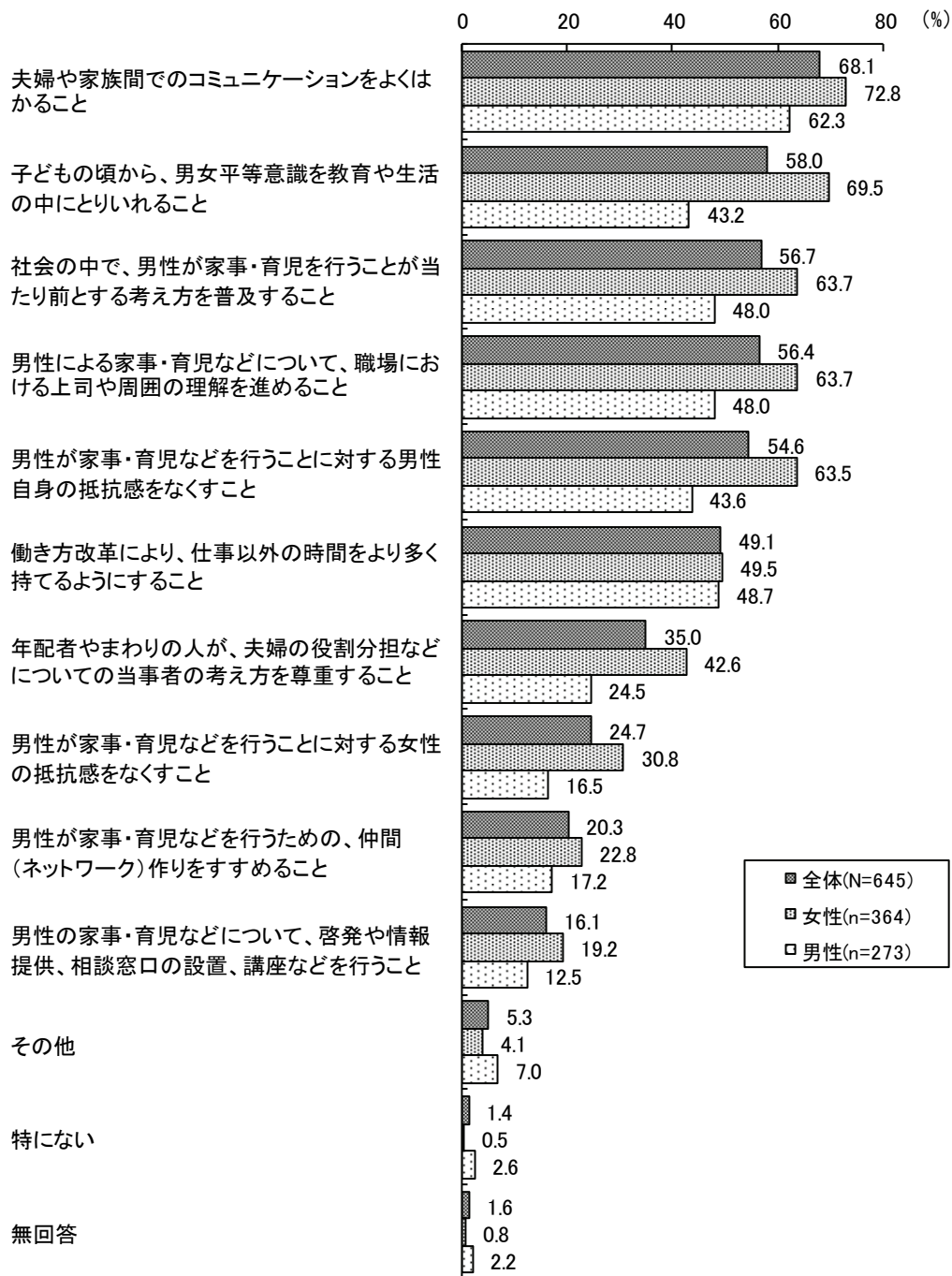
男性も仕事と生活をバランスよく両立していけるように、男性の家事・育児・介護への参画に向けて支援の充実を図ります。

図表Ⅲ-5 主に家事・育児・介護などに携わっている時間（平日、休日）（全体、性別）



* 「0～15分未満」、「15～30分未満」、「30分～1時間未満」の合計
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-6 男性が家事・育児・介護などを積極的に行うために必要なこと
(全体、性別：複数回答)



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成29年)

(1) 男性の家事・子育てへの参画促進

男性が家事や子育てに積極的に関わられるように啓発と情報提供を行います。また男性の育児休業の取得に向けて啓発を行います。

事業	内容	担当課
①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課 公民館
②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 健康課 職員課

(2) 男性の介護への参画促進

介護休業の取得に向けて、啓発と情報提供を行います。また、介護講座を開催し、介護離職の予防や仕事と介護の両立に向けた情報提供などを行います。

事業	内容	担当課
①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 職員課 高齢者支援課
②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについての情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課

Ⅲ-4 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現において、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

市では多様な保育ニーズに対応し、さまざまな子育て支援を実施しています。年度によって増減はありますが、利用が伸びる傾向にあります（図表Ⅲ-7）。

施設整備を進めていることから、保育所に入所できる児童数を年々増やしており、保育所入所待機児童は減少する傾向にあります（図表Ⅲ-8、Ⅲ-9）。

また、ひとり親家庭の世帯数は、母子世帯は微増傾向であり、平成22（2010）年に千世帯を超えています。父子世帯は増減していますが100世帯を超えており、母子世帯と父子世帯を合計したひとり親家庭の世帯数は増加傾向にあります（図表Ⅲ-10）。

女性も男性も、働いている人もそうでない人も安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。

図表Ⅲ-7 子育て支援サービスの利用状況（西東京市）

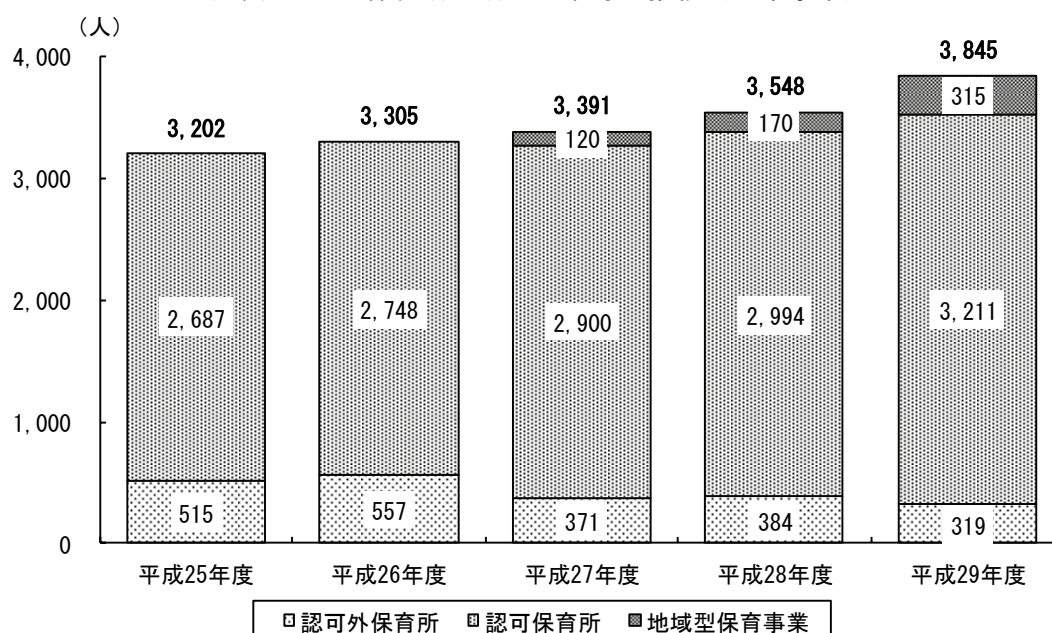
(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域子育て支援センター 延べ利用者数	28,400	30,501	31,905	33,770	28,395
子育て広場（ピッコロ広場・ のどか広場）年間延べ利用者数	54,982	59,497	57,173	58,851	52,809
学童クラブ 4月1日現在の在籍児童数	1,724	1,795	1,951	1,933	2,034

資料：地域子育て支援センター及び子育て広場（ピッコロ広場・のどか広場）は、西東京市「事務報告書」（平成25年度～29年度、各年4月1日現在）。

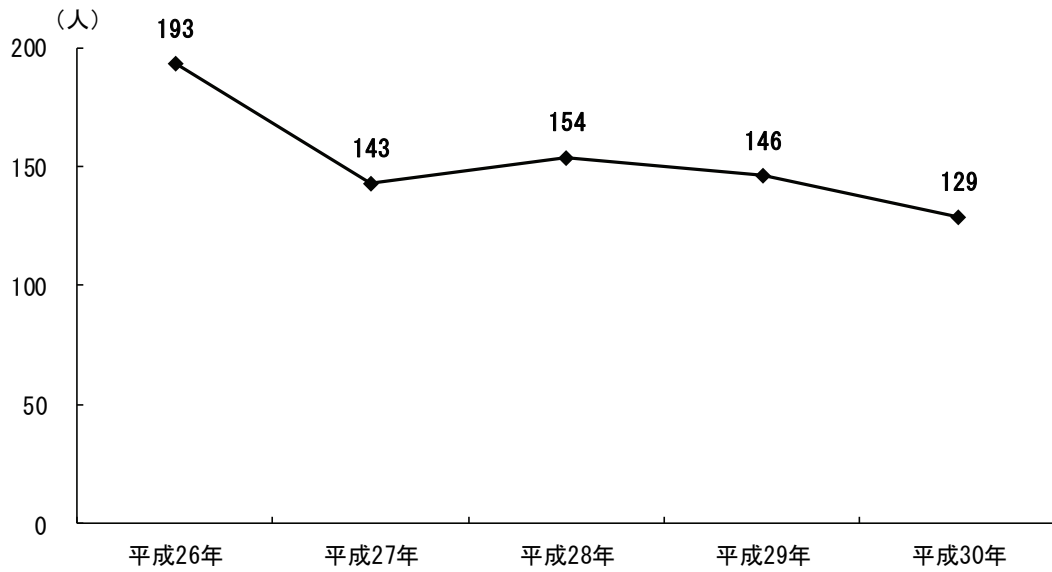
学童クラブは、平成25年度～27年度は西東京市児童青少年課、平成28年度及び29年度は西東京市「事務報告書」。

図表Ⅲ-8 保育所入所児童数等の推移（西東京市）



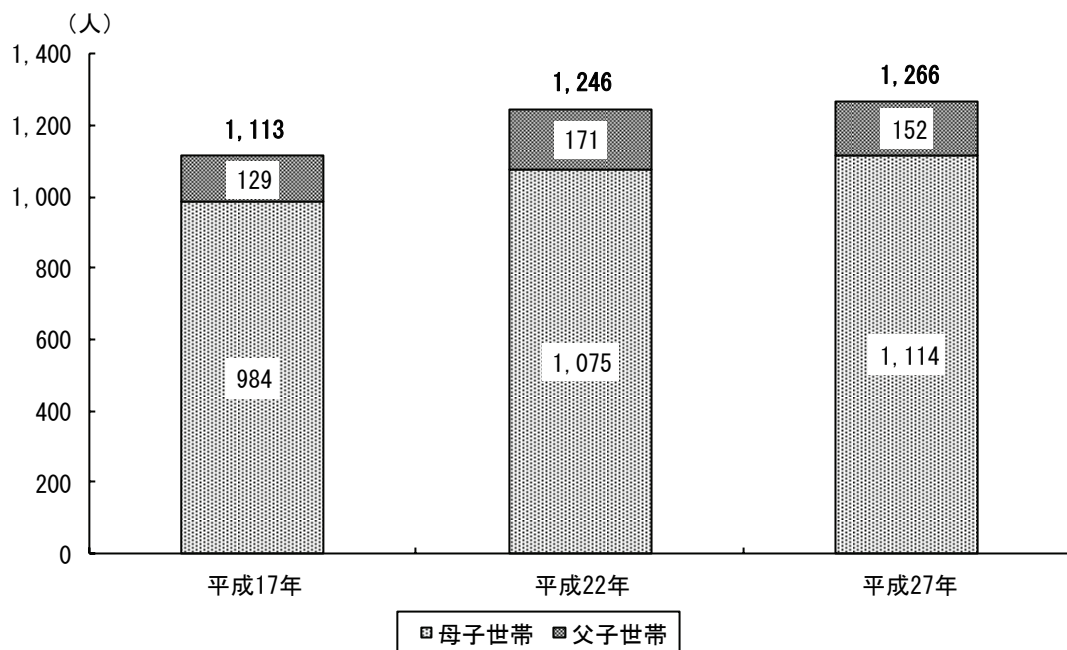
資料：西東京市「事務報告書」（平成25年度～29年度）

図表Ⅲ-9 保育所入所待機児童数等の推移（西東京市）



資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」（各年4月1日現在）

図表Ⅲ-10 ひとり親世帯数の推移（西東京市）



※ 平成22年、平成27年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

※ 母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査

(1) 子育て支援サービスの充実

保護者の就労の有無を問わず、誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスの提供や、相談窓口の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」*1に沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や東京都に要望します。	子育て支援課 教育企画課

(2) 地域での子育て支援の促進

身近な地域で子育てに関する相談や情報を入手できるよう地域子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て中の親が地域でつながりをもてるよう、子育てサークルの育成と支援などを行います。

事業	内容	担当課
①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センター*2や、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 健康課 公民館
②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、整備・充実を図ります。	保育課 子ども家庭支援センター
③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館

※1 西東京市子育て・子育てワイワイプラン：子ども支援・子育て支援の推進を図るため、西東京市が策定した計画で、次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされている「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法により策定を義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」の内容を包含しています。

※2 子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センター のどか」と発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せもつ施設で、本市の子育て・子育て支援の拠点となるものです。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の市民が経済的に自立し、仕事と家事、育児を両立できるよう、相談窓口の充実や支援の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施（再掲）	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課
②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組みます。	子育て支援課
③ハローワーク等との連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭就業支援専門員による相談や情報提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の就業支援を実施し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等の事業の周知を図ります。	子育て支援課

Ⅲ-5 介護への支援

西東京市の高齢化率は、平成 30（2018）年は 23.7%ですが、今後も高齢化は進むことが予測され、介護に関する支援や取り組みはますます重要です。

介護保険居宅サービス利用者調査によると、主な家族介護者は、女性が6割台、男性が2割台となっており、介護負担が《ある》と回答した割合は、約5割となっています（図表Ⅲ-11、Ⅲ-12）。また、介護をする上での困りごととして、「精神的に疲れ、ストレスがたまる」が最も多く、「介護がいつまで続くのかわからない」、「自分以外に介護をする人がいない」などが上位にあがっています（図表Ⅲ-13）。

また、家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がないケースも見られます。

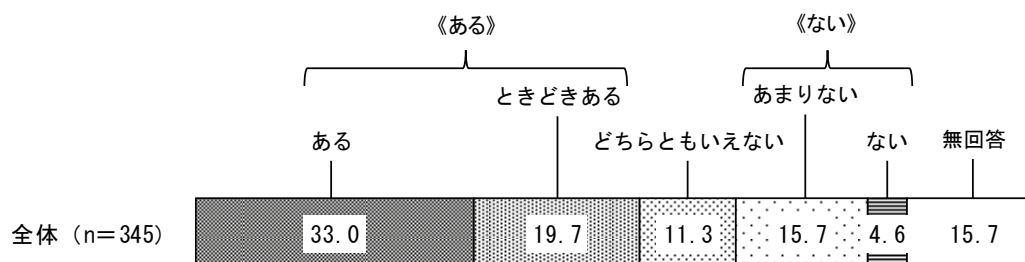
今後、ますます増大する介護ニーズに対応し、女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表Ⅲ-11 主な家族介護者の性別（全体）
＜介護をしている人＞



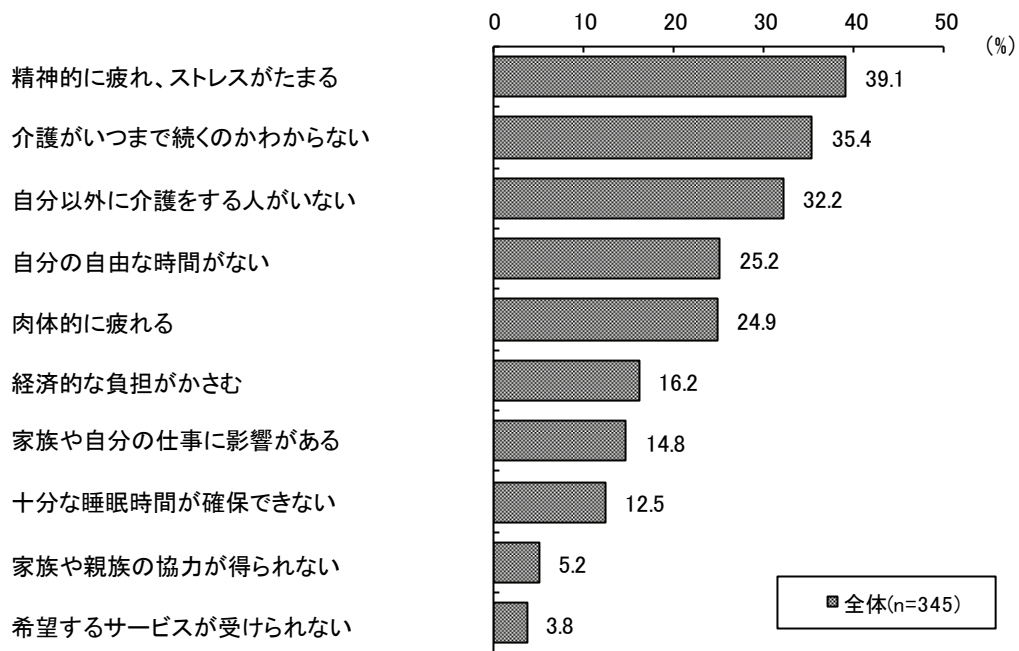
資料：西東京市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（介護保険居宅サービス利用者調査）」（平成 29 年）

図表Ⅲ-12 介護負担（全体）
＜介護をしている人＞



資料：西東京市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（介護保険居宅サービス利用者調査）」（平成 29 年）

図表Ⅲ-13 介護をする上での困りごと（上位10位）（全体：複数回答）
 <介護をしている人>



資料：西東京市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（介護保険居宅サービス利用者調査）」（平成29年）

(1) 地域での支え合いのしくみづくり

高齢者や障害者の見守りも含め、地域で介護を支え合えるよう、地域の福祉に関する相談や情報の提供に加え、ネットワークの形成や、NPO やボランティア団体等との協働を進めます。

事業	内容	担当課
①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等、地域で支え合う体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課
③NPO や市民活動団体等との協働の推進	NPO や市民活動団体等がより質の高いサービスを提供できるよう、積極的に活動を育成・支援するとともに、連携を推進していきます。	協働コミュニティ課

(2) 家族介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、情報提供や相談事業等を行います。

事業	内容	担当課
①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課 障害福祉課
②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業や家族介護者の会を実施する他、地域包括支援センター等、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課